

会社法の論点解明(四)

早稻田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

目次

- | | |
|-----------------------------|--|
| はじめに | 一般私法の一環としての会社法 |
| 立法過程に関する問題 | 立法の基本 |
| 二 そのためのシステム——法制審議会
と意見照会 | 三 歴史の重み
四 拙速の立法
五 手続（多角的検討）の重要性 |
| 一 会社法の整理と体系化 | 六 法務省令の制定過程——会社計算規則の意味
（以上二四五号） |
| 二 会社法の整理と体系化 | 七 会社に関する制度・規定の整理のあり方
（以上二四六号） |
| 三 規制緩和の意味 | 八 法律（条文）の分かりやすさ・分かりにくさ——内容
（以上二七号） |
| 四 会社類型の整理（その一）——株式 | 九 法律（条文）の分かりやすさ・分かりにくさ——表現・文言
（1）定義（用語）の分かりにくさ
（2）その分かりにくさ
（3）合理性・論理性（説明論理）の不在
（4）法制の不連続 |

Ⅲ 会社法の理念と体系（続き）

会社法およびその委任に基づく細則であるはずの法務省令の条文は、いずれも総体的にいって極めて難解である（特に会社計算規則はひどい）。明晰というのには、ほど遠い。わざわざ、難しくしたのではないかと疑われるほどである。ここでは、その理由について、私なりに検討し分析してみたい（注1）（注2）。

（注1） この問題については、『法律の分かりやすさ—これを支えるものと阻

害するもの——会社法を例にとつて』本誌二三二号二頁でも、取り上げたところである。しかし、その内容は、必ずしも十分なものではなかつた。ここでは、その後の検討・思索を加えて、具体例を付加し、できるだけ網羅的に会社法の分かりにくさを分析することにしたい。一部にこれまでの記述と重複があることは、お許しいただきたい。

(注2) この問題を論じた、江頭憲治郎『会社法とのつきあい方——よりよい理解のために』(ほうむ(損保ジャパン)五三号一頁巻頭言があり、参考になる。そこでは、まず、慣れの問題、さらには重要な点とさほど重要でない点との区別・整理ができるいない点、がり得ることが指摘されている。その整理の一つとして、当事者自治に関する

会社法の整理についての記述がされている。

会社類型・機関設計については、①合団会社制度の創設と、②株式会社の類型・機関設計とが、ポイントとして挙げられる。②について、公開会社という類型、非公開会社のうちの取締役会を設置しない会社という類型、非公開会社のうち取締役会を設置する会社という類型に分け、二番めのものは従前の有限会社近く、最後のものは従前の株式譲渡制限を定めた株式会社と同じ類型と理解すればよい、とされているが、それだけでは、会社法がどうな会社形態の選択のるべき方向が理解できるわけではないようと思われる（何ゆえに従前の法制を変更したのかが、問われるべきであり、たとえば、公開会社という区分・定義がもつ意味は何か、そもそも取締役会の設置は、会社の閉鎖性と結び付けるべきものであつたかどうかが、問い合わせるべきである）。

続いて、定款自治の拡大の範囲が、非公開会社において広いことが紹介されるが、公開会社における拡大の例として示される種類株式について、多くの問題点があることを指摘する必要がある。新株予約権のそれと並んで、会社法制定前からの問題点でもある。

そのほかに選択肢の拡大に関して、重要なもののとして指摘されているのは、種類株式に関するものと組織再編行為の対価の自由化であるが、問題は

単に重要だというだけにはとどまらないようと思われる。種類株式の多様化

は、一〇九条の規定とあいまって株式の本質論に影響するもののように思われるし、対価の柔軟化は、開放的会社と閉鎖的会社との違い、その場合の少數株主保護のあり方について、十分考察する必要があるようと思われる。

会社法への対応策として、自主的規制団体の役割（つまりはソフトロー）、

裁判所の実質的な判断、当事者の自衛の心構えが指摘されているが、同感でいる。しかし、それらが、いずれも日本経済社会において十分期待できるという認識が存在しない状況での立法ではなかつたかという想いがある。

さらに、学者や法曹（法律専門家）にとつても難しい部分として、①これまでの制度との不連続性、②他のルール（たとえば会計のルール）に依存することの影響、③立法（立案）担当官の見解の不統一、が挙げられている。初めの二点については、別に検討したことになるが（既にII六などでも触れたところである）、③については、これまで折に触れ指摘してきた、立案担当者としての情報発信に関する本来的な役割は、立法趣旨と立法過程について明確で説得的な説明をすることに尽きることが忘れられていること、また、立法過程での立法の趣旨と表現している、さまざまの要因に起因する

の（注1）参照。

基本的に、会社法立法における目的と手段との関係の本質が、十分認識され、整理されていないよう思われる。つまり、会社制度について規律する会社法の目的は、前にも述べたおり、公正で健全かつ効率的な事業遂行ができる制度としての会社制度の確立である。その制度をで

きるだけ分かりやすく体系化することは、基本的な目的であり、たとえば、制度を統合し、条文をできるだけ節約する（簡明にする）ということは、その分かりやすさを支えるための手段である。そのようにもともと手段であるべきものが自己目的化しているのではないかという疑問を

もつ（しかも、条文の節約といつても、上述のとおり不要な重複がみられ、首尾一貫していない）。会社法と現在の法務省令の規定間の関係も、いかに整理されたものかを理解することが難しい。

その内容面での分かりにくさは、これまで記述してきた、会社法における整理・条文化がもつ法律の規定の趣旨の把握の困難さをもたらしている、さまざまの要因に起因する

約権の自由化についても、同じ問題があり、また、金庫株制度を創設したこと、が、剩余金に関する計算規定を複雑なものにしていることは、明らかである。

会社法は、実際のニーズは問わず、論理的な極限まで規制を緩和するものだと立案担当者が公言していることに、この問題の基本がある。

つまり、これは、比ゆとしていえば、電気製品について、およそ消費者のニーズや使い勝手は考へず、現在の技術で可能な限りの機能を盛り込んだというようなもので（電気製品についてより、法律におけるほうが、ずっと弊害が大きいことについては、前に述べたところである）、設計者自身がその利用形態の全容を理解していないと思われる（実用に供するために必要な検証が行われていない）。その取扱説明が、複雑で分かりにくいものになるのは、当然である（その記述に何の工夫もされなければ、余計分かりにくくなる）。

その分かりにくく理由について、

析・分類を試みる。しかし、それは、具体的な事項において、複合し尽くした分析になつてゐるかどうかについて危惧がある。読者諸賢において、ここで提示する具体例ごとに、その立法趣旨の理解の仕方を考えてみていただきたい。

(1) 対応ニーズの不明確

法の規定から、それが対応する現実のニーズ（それも、正当なものであることが要請される）と具体的な制度が的確にイメージできない。何でもできることにするのがよいことだという観念論があり、実際に生じかねない副作用（濫用等）にどう対応するかというリアリズム的思考が欠けている。

たとえば、①一〇七条が定める全株について取得請求権を付けたり、取得条項を付けたりして、しかもその対価として新株予約権との交換を認めるニーズは、いかなる状況について考えられるのか。どうにも理解が困難である。さすがにこの場合について、株式との交換（取得対価とすること）は、認めていないが、新株予約権についても、同じはずである。なお、実際に利用が考えられる局面については、前記七(4)②における

記述参照。しかし、発行時に対価の相当性を的確に判断することは困難である。

(2) 種類株式の全面的自由化（株式会社におしなべて適用することと、非公開会社に限定するのは、一〇八条一項九号、一〇九条二項のみ）も、その具体的なニーズが分かれにくい。無議決権株式は、最近はやりのM&Aにおいては全く蚊帳の外に置かれる（支配権あるいは支配プレミアムの争奪をめぐる株価の高騰から取り残される）危険をもつ株式である。その危険（直接に財産的不利益が生ずるおそれ）を認識できる株主が、どれだけいるかが、問題である。その発行や取得の際には、そのリスクに関し、開示の具体的な

告知はされないのが通例であろうが、その場合にも、投資者がプロでない場合（金融商品取引法の適格投資家の概念参照）も、その自己責任だということで片付けることが許されるのか。むしろ公正性の観点から制度として問題はないかとの疑問が生ずる。

議決権制限株式については、一五条二項に発行済株式総数の二分の一以下にすべき旨の規制（訓示規定）があるが、全く無意味である。

本來、この制限は、少數支配を回避するためのもののはずである。その場合の多数・少數は、出資（資本貢献）によるはずである。しかし、株式の単位は、種類株式ごとに異なることが認められており、株数と出資額とは比例しない。

株式の内容としては、議決権が制限されていないものであつても、種類株式それぞれの出資単位に差をつけることのほか、単元株式数を種類株式ごとに設定することができる（一八八条三項）。単元未満株式数の上限について一〇〇〇とする規制があるが、これも無意味である。普通株しか発行しない場合においても（あるいは種類株式ごとに単元を設定する場合にも）、その出資に応じた議決権を認めない範囲を制限して、零細株主の保護を図ろうといふのが、この規制の趣旨のはずだが、これが、この規制の趣旨のはずだが、發行済株式総数・各種類株式発行数との比率にも、出資単位にも、結び付けられていない以上、その趣旨が生かされるはずはない。

(2) 平仄の問題

平仄が合わない定めの例が多數ある。たとえば、①募集設立において創立総会で、株式譲渡制限の定款変更をした場合（七三条二項）につき、反対株主保護の定めがない。これは、会社成立後の同じ定款変更の会で、譲渡制限種類株式の定款変更をするとときに反対株主に株式引受けの取消しを認めていたことと、明らかに均衡を失する。

②法律に規定されている事項と省令に委任された事項とは、前者のほうが重要であると考えるのが当然であるが、必ずしもそうなつてはいな。一五五条は、自己株式を取得することができる場合を列挙した規定である。単元未満株式について買取請求があつた場合に関しては、法律に規定されている（七号）。しかし、沿革としてはこれよりずっと古く、質量とも、より重要なと考えられる、反対株主の買取請求権の行使による場合（定款変更等・事業譲渡等・合併等）については、その根拠規定（買取請求権を認める規定）は、すべて会社法にあるにもかかわらず、省令委任（一三号）に基づき、会社法施行規則二七条五号において定められている（平成二三年改正前の商法二一〇条四号の定め参照）。これも、平仄無視の一種である（規定すべき条文なり事項が多いということ

は、省令事項とする理由にはならない。

③会社の行為について、何らかの責任を負う者に関しては、それがだれであり、その権限がどのようなものであるかは、基本的に法律および登記によつて明確に公示されている必要がある。さもないと、債権者その他利害関係人は、その責任の追及を適正にすることができなくななる。ところが、非公開会社における監査役設置会社の監査役について、監査役会設置会社と会計監査人設置会社を除き、その権限を定款の定めによつて会計監査に限定することができる。この場合の権限限定は、登記において公示されない。

従前も、負債総額一〇〇億円以上の小会社の監査役は、一般の小会社のそれとは異なり、業務監査権限を有していた。このことは、法律上は明確であつたが、登記面からは判明しなかつた。しかし、そのような小会社は、極めて稀な存在であるのみならず、法律上強制されている貸借対照表の公告によつて確認できる建前になつていた（改めて会社に確認する必要はない建前であつた）。これに対し、会社法における非公開会社の監査役の権限は、法律上も明確

（二義的）ではない。法律の上では権限に限定がないのが原則だが、実際にには限定をするのが原則という事態になるおそれがあるものである（整備法五十三条参照）。どちらのほうが、圧倒的に多いということになるかどうかについては、予断を許さない。

しかも、会社法の定めの下では、会社の定款の定めによらずして、その権限の内容を確認することはできない。これは、会社に関する公示制度としての登記についての基本的な要請と矛盾するものである。たとえば、監査役会設置会社である旨が登記事項とされていること（監査役設置会社であるだけでは足りない）と明らかに均衡を失する。

④全部取得条項付種類株式（一〇八条一項七号）

会社が株主総会の決議によつてその全部を取得できる種類株式（）という制度も、用い方に制

約がなく、株主の締出しが簡単にできることにされている点で大いに問題があるが（汎用性を認めることの問題点）、それだけでなく、その制度設定の手続に関し、取得条項付株式や取得条項付種類株式との平仄がどうかについては、予断を許さない。

二度の株主総会（種類株主総会）

という手続（種類株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更）は、九条二項一二号とその取得についての総会決議（三〇九条二項三号）を経ることによつて、その種類株式全部を取得できる（普通株式のみを発行している会社においても、あて馬として、別の種類株式に関する定款の定めをしさえすれば、従来の普通株式は種類株式になる）。一〇〇% 減資（株主の入替わり）を認めるためのものとすれば、手続だけに頼るのではなく、実体的な要件を定めるべきである（もつとも、これは株主の締出しと共通するところがあり、単純な特別決議で締出しを認める会社法の考え方とは、むしろ平仄が合っているということかも知れない）。そもそもが、一般に株式買取請求権さえ認めればよい、というものができない。

⑤取得条項付株式につき株券が発行されている場合については、その取得につき株券提出公告に関する手当がされている（二一九条一項四号）。会社が取得条項付株式を取得する時期については、法律の定めがあり（一七〇条一項）、そこで効力が生じ、これを前提にして、同時履行の抗弁、提出されない株券の失效

等の手当てがされている（三一九条二項三項、二二〇条）。

これに対し、相続人に対する株式の売渡し（一七四条以下）については、これに類する手当ては、何もないようによくみえる。相続人が任意に株券の交付をしない場合には、どのように処理することになるのであるか（裁判所による売買価格の決定があつた場合の効果なしし後始末は、明確でない）。なお、株主が株式の買取り等を請求している場合は、自分が株券を提出しない限り、その望み効果は得られないのであり、この問題は起こらない（さらに一一七条六項、一四一条三項等相応の手当がされている）。それに対し、売渡し請求の場合には、利益を受け、イニシヤチブをとるのは、会社である。

⑥株主総会の招集者に関する二九六条三項の規定も、取締役会の招集者についての三六六条一項の規定との対比において、問題がある。三六六条一項は、招集行為をする者を固定するためのものであるとともに、これと対応して取締役会の招集請求権と代行の招集権について定めることを主眼にするものである。

これに対し、会社による株主総会の招集決定については、二九八条に

特段の定めがある。二九六条三項による招集は、その決定の履行として行われるものであり、ことさら「取締役が招集する」というような紛れる規定（取締役会に関する前記三六六条一項と比較しても極めて不明確）を設ける必要はない。取締役ないし取締役会による決定の執行の問題と考えれば足りる。どうしても規定を設けるとすれば、三六六条一項にならつて、招集決定をした取締役ないし取締役会が定める者が招集することにすべきものである。

の場合には、取締役会での事後報告が義務付けられている（同条二項）しかし、三五六条には、そのような報告に関する規定はない。この総会の承認は、旧有限会社（有限会社法二九条・三〇条）とは異なり、認許ではない。この決議があつても、取締役は、会社に生じた損害について、その責任を免れない。その承認の後始末についての事後報告が必要なのは、取締役会設置会社の場合と同じである。

その負担を考慮したものである。この定義は、使用総資産の額が五〇玉円以下である（商法施行規則三条）計算規則四七条一項は、小商人以下の存在としての株式会社を麗々しく認めるものである。改めて指摘することにはなるが、四四五条五項のとうな省令委任規定がないにもかかわらず、省令に資本金として計上すべき額を定めることができると考えることがおかしい（四四五条五項との平仄はどうなるのか）。

(3) 合理性・論理性（説明論理）の

論理的にその合理性を説明することができない規定が多い（便宜主義が基本原理になつてゐるということかもしだれないが、それは、体系的な整理・説明を断念することにほかならない）。たとえば、①法律が設置を強制している機関設置（公開会社についての取締役会設置など）についても別に定款の定めを要求してい（三二六条二項）。株主の意思に基づく定款の定めがなくても、会社（具体的にはその業務執行者）がその規制を遵守すべきことを強制するのが、法による強制の趣旨である。それに加えて定款の定め（株主の意

会社法上、会社の計算が、取締役ないし執行役の職務執行に属することは、明らかである。しかるに、会社法では、取締役の計算（会計）に関する職務執行の適正を確保する体制の適否について、会計監査人が監査し、意見をいう仕組みにはなっていない（専ら監査役の守備範囲とされている）。これは、明らかに法律間の平仄がとれておらず（会社法のもともとの考え方がおかしいことは別に述べている）、企業としては扱いに困ることになる。

思確認)を要求する意味は、理解できない(株主が定款変更に反対するときは、どうなるのであろうか。株主の意思是、規範的なものではなく、事実の問題である)。

しかし言ひようがない。

平仄無視なのか、論理性無視な
か分からぬのが、③自己株式取
りの効果である。一六六条一項ただ
書は、四六一条二項の分配可能額
ない場合の取得請求権付株式の請
求の行使ができない旨の、一七〇〇
五項は、分配可能額がない場合に
取得条項付株式取得の効力が生じ
ない旨の規定である。これらは、いざ
れも分配可能額がないときは、こ

らの行為の効力が生じない
とする趣旨と理解される。

一七五二号五頁)。その理由として、一つの事業の範囲が必ずしも明白ではなく、法的安定性を害すること、債権者の利益が害されるとはいえないことが挙げられている。しかし、包括承継を認めるには、承継される財産関係(権利・義務)が基本的に一体として評価されるということを前提にしなければ、およそおかしい。相当の足し引きを認め、また、計画や契約における定めについて一定の形成的な効果を認める余地はあるかもしれないが、その基本的な範

効にしなかつたという。しかし、法律で、不当利得による原状回復の責任と業務執行者の責任とが競合して成立する旨を定めれば、特段の問題

はないと考えられる（一六六条）。七〇条違反の行為が現実に行われた場合には、業務執行者に責任は生じないともいうのであろうか。そもそも、剰余金分配規制違反の行為の効力が、否定される場合と否定されない場合とがあるとするのは、おかしい（一六六条等の場合だけ解釈に任せるというのは、平仄がおかしい）。（注3）

（注3） 取得請求権付株式と取得条項付株式については、株式の内容があらかじめ定められており、取締役等の職務執行と無関係に株式の取得が生じ得ることから、取締役等の特別の法的責任を課すことになかった、という説明がされている（相澤・岩崎・前掲文獻）。しかし、剰余金がなければ、その取得の効力が生じないというのが、法律の規定である。取締役等は、剰余金が存在すること、つまり取得の効力が生じていることを確認して、その取得の対価としての会社財産の払戻しをするべきものである。このことは、配当等の場合と異なる。しかも、会社法では、四六二条の責任も、過失責任とされている一方で、会社法三二七条一項由はない。

④委員会設置会社の定義（二条二号）は、指名委員会・監査委員会・報酬委員会を置く株式会社としている一方で、会社法三二七条一項

三号は、委員会設置会社には取締役会を置かなければならぬ旨を定め、委員会の委員は取締役会の決議で取締役の中から選任するのだから、まず取締役会の設置が論理的に先行するはずである。二条では、取締役会設置会社の定義が既に七号にある。委員会設置会社は、委員会を置く取締役会設置会社という定義にするのが、論理的である。

⑤株式の自由譲渡性に関する原則からいえば、株式会社は公開会社であるのが原則である。そして、取締役会設置が原則であるはずなのに、機関構成については、取締役会がないのが原則になつてゐる。定款の絶対的記載事項を定めたものと考えられる二七条所定の定款の定めだけでは、適法な株式会社は設立できない。

⑥定款の相対的記載事項（効力発生に定款の定めを要する事項）は、会社法で書き切つてゐるかのようない九条の定めが、破綻していること（総会議決権行使の代理人資格、配当請求権の除斥期間等）も、既に指摘したとおりである。

⑦種類株主総会の決議の反対株主の株式買取請求についての定めが、一一六条一項三号にある。株式の併合・分割、無償割当て、株式募集等

13

により損害を及ぼすおそれがあると認められるが、種類株主総会決議を不要とする定款の定めがある場合に限定されている。種類株主の同意を得る手続なしに不公正な株式併合等をすることについてそれなりの代償が必要なことは、理解できるが、逆に種類株主総会の多数による承認がありさえすれば、補償なしに反対少数株主の重大な利益を侵害してもよいという理屈は、どこから生まれるのであろうか（保護される利益の内容を問わず、株式買取請求権を決議不要の場合に限つて認め、決議がされた場合の反対株主にはこれを与えないという理屈は、成立しないのではないか）。

論理性の問題とも、平仄の問題ともいえるであろうが、余計な規定があるがために条文解釈の制約になつている例が多い。^⑧ 株式買取請求権の規定や定款変更について株主全員の同意を要する旨の規定がなまじ置かれているため、たとえば種類株式を議決権制限株式とする場合も、形式的な反対解釈からいえば、通常の定款変更の手続でして、問題がないとの解釈がされるおそれがある（注4）。

(4) 法制の不連続

法制の連續性が、無視されている。もちろん、法律改正の主眼は、法制度を改めることにあるから、それに伴つてこの現象（制度のスクランブル・アンド・ビルト）が起こることには、およそ異を唱える必要はない（注5）。また、初めて会社法に接する場合には、この理由での分か

判断も、形式に流れる弊害がみられる。いずれも会社法によつて手当てされたところではあるが、株式交換（株式移転）によつて、完全子会社になる会社において係属していた株主代表訴訟につき、原告が完全親会社の株主になつたことにより、原告適格を失うと解した東京高判平15・7・24（判時一八五八号一五四頁等）同旨の裁判例、新株予約権付社債の発行無効確認の訴えを認めなかつた東京高判平15・8・20（金判一九六号三五頁等）が、その適例である。これは、いずれも、立法に欠陥（規定の不備・欠落）があるものではあつた（予測された事態にもかかわらず必要な手当てをしなかつた）。それについて、法の不備だから仕方がないとするのか、それとも、できる限りは法の創造的解釈によつて埋めるのかという問題である。会社法については、特に欠陥が多いだけに、裁判所が頑張つてくれないと、必要な救済が与えられず、およそ不公正な事態が放置・招来されることになりかねない。

(注5) たとえば、最低資本金制度の廃止という政策に伴うものについては、その政策判断自体が問題であつて（その代償たる制度の要否と適否に関する政策が正しいかどうか）、ここでいう不連続の問題、つまりおかしな変更の範ちゆうではない。しかしながら、資本という制度を残しておきながら、資本充実を否定する立法は、体系としておかしい。他方、社団という表現の廃棄は、一人会社の原則的許容から生じた判断だとすれば、首肯することができる。一人株式会社・一人合同会社の許容は、別の事業について有限責任での遂行を広く開放する趣旨であり、一人合名会社の許容は、一定範囲の事業に限つて、独立の法主体（有限責任ではない）としての、その遂行を認める形態ではないことに注意を要する。

(注6) 江頭・前掲（注2）四頁。新株発行がされることを認め（計算規則二七条一項・七四条二項）、あるいは、利益の資本等への組入れを認めないこと（同規則四八条一項・四九条）、新株発行無効の裁判等が確定した場合に資本の額が減少しないものとすること（計算規則四八条二項）などは、会社法の規定から出てくる余地がないことは、

つまり、法制度の変更には、それなりの理由が必要である。必要・要請がない上に理屈の上でも根拠がない場合において、変更（特に変更のための変更）をすることは、社会的な負担を増したり、制度としての混乱を招いたりするだけの意味しかない。新しく会社法を学ぶ者にとって、「温故知新」という言葉が意味するところは、重要である。過去の文化の遺産を尊重する態度がなければ、よい進歩・改革を実現することはできない。

(前に3で取り上げた会社分割単位の問題なども、その一例である。これは、従来は営業（事業）単位ですべて既述したところと重複するところではない。

しかし、会社法は、変更の理由が理解できない変更が多い。それにもまして問題なのは、それが十分の検討なしに、その制定の根拠・過程が明確でない法務省令で行われていることである。（注6）

(注6) 江頭・前掲（注2）四頁。新株発行がされることを認め（計算規則二七条一項・七四条二項）、あるいは、利益の資本等への組入れを認めないこと（同規則四八条一項・四九条）、新株発行無効の裁判等が確定した場合に資本の額が減少しないものとすること（計算規則四八条二項）などは、会社法の規定から出てくる余地がないことは、

明白であるし、そのような定めをすることに至つた検討の過程がはつきりしない。法務省令の問題については、改めて検討する。

まず、①閉鎖的な会社の特別決議に関する手続要件につき、有限会社のそれを採用せず、無機能株主の増大を根拠として緩和されたはずの平成一四年改正による商法のそれを一律に採用している。これは、前述の便宜主義の表れでもあるが、閉鎖会社立法の本質を考えることなく、過去の立法を変更している。

②資本充実に関する規定が大幅に削られている。たとえば、引受担保責任に関する規定（旧商法一九二条一項・二八〇条ノ一三）や発起設立する定めである。立案担当者には、資本充実は、債権者保護に役立たないというおかしな立論（注7）をする者がおり、その見解に基づいて会社法が制定されたのではないか、と思われる。

（注7） 郡谷大輔・岩崎友彦『会社法における債権者保護（上）』商事法務一七四六号四三頁、稻葉威雄・郡谷大輔『対談・会社法の主要論点をめぐつて』企業会計一〇〇六年六月号一六七頁参照。そこで記述されている「資本

充実があれば、債権者が害されない」という論理が成立しないことは明らかだ（十分要件ではない。そのようなことをいう論者がいたのか）、それと並べて「債権者保護のためには資本充実が必要だ」という論理も成立しないということは、許されない（言葉のまやかし）。それは、暴論である。

資本（金）は、数額に過ぎず、それが債権者保護のために機能するには、資本額に相当する財産が会社に留保されていなければならぬ。それを新株発行の段階で確保するのが、資本充実の考え方である（株主への払戻しによってその留保がされなくなることを防止するのが、資本維持である）。これがなければ、およそ資本の機能（株主の拠出財産による損失填補）は、成立しなくなる（それでは、資本は、登記上の記載だけの存在になり、絵に描いた餅でしかない）。新株発行の際に對価として交付されるのが株式であつて、積極的な財産減少は起こらないといふようなことは、全く関係はない（資本という数額が、存在し、表示されていることが、問題である）。剩余金分配の段階でも、同じ問題（資本に相当する会社財産の留保の要請）が起る。資本維持の原則が、そのための機能を担う。しかし、剰余金（分配可能財産）がなければ、資本維持の原則は、働きようがない。追出资義務を課せば、資本がより意味をもつことはなるが、それがないから、資本充実は

不必要だというような議論が成立するはずはない。

設立時の払込担保責任に関する規定が規定されたことにより、その必要は、払込みをしないことによる失権が形式的にされた、その登記（設立・新株発行の登記）がされた後に

おいて、引受け・払込みが無効になつたり、取り消されたりすることは、起り得る。見せ金等の仮装払込みのほか、五一条・二二一条によつて主張が制限されない無効・取消し（会社成立後の募集株式の引受けの詐欺・強迫を理由とする取消しは、一年内であればできる。詐害行使取消しの余地もあるし、民法九〇条違反の場合は、当然無効である）の場合はどうするのであろうか。

ここでは、設立時取締役等について引受担保責任を認めて資本欠損をカバーし、設立無効や新株発行無効が起こらないようにすべきものである（注8）。これを廃止することにつき、どのような二一ツがあつたのか、理解できない。無過失責任となるのは、損害賠償とは異なるから、問題ではない。

（注8） 最近の事件として、東京相和銀行事件がある。この事件では、仮装の払込みが無効であるとして、電磁的公正証書原本不実記載罪の成立が認められ（最決平17・12・13刑集五九卷一〇号一九三八頁）、引受担保責任を追及した民事事件でも、その責任が認められている（東京地判平18・5・25判決一九四一号一五三頁）。このような事件の処理は、どうするのか、極めて疑問である。公正証書原本不実記載罪の成立を否定することは、会社法秩序の根幹を覆すものであり、新株発行が無

取締役としては、対価として出資に見合う株式を得られることになれば、それで不利益はないはずである。そして、この責任は、新株発行を決定し、実行した者が負担することにして、何らおかしくない。

なお、これとの関連でいえば、計算規則四八条二項（新株発行無効の判決が確定した場合、無効とされた新株発行による資本増加が無効とされたことによって、その額が減少すると解してはならない、とする）

は、法律の解釈（無効という法律効果の意味・内容）そのものであり、規則（法務省令）において「解してはならない」などと、定めることができるものではあり得ない。

効であることも否定し得ない。そして、会社計算規則四八条二項の規定が法律の許容しないものであることは、明らかである（公正証書原本不実記載罪の成立と矛盾する）。資本の増加は、新株発行の効果であり、その新株発行の効力が否定されれば、資本増加の効力も否定されなければおかしい。何らかの理由でそうしないのであれば、その旨の法律の定めが必要である。新株発行不存在の場合にまで、この規定を及ぼすことは、考えていないのであるが、その境界・説明はどうなるのであるか（有効な払込みがない事案については、不存在とする余地はないか）。会社法とそれに引き続く法務省令の制定によつてもたらされた混乱（その罪）は、大きい。

発起設立の場合の保管証明の制度

は、かつて検査役による調査が要求されていてそれを払込取扱金融機関に払い込まれることで、その実在を確保するための手続を簡略化したものである。仮装払込みが行われるおそれがあるのは、何も募集設立の場合に限られない（六四条との平仄）。金融機関が負うことになる保管証明責任が重いとの意見を考慮したとの説明も、およそおかしい。この規定がなくとも保管していることを証明したことによる責任は負うべきだし、九六五条の規定からいつても、

預合の約束は、許されないはずである。責任の所在は、規定の有無にかかわらない。

③事業報告（旧営業報告書）について、会計監査人の監査対象から外していない。これも、納得ができることではない（一九八一年商法改正以来の伝統を無視している）。事業報告で報告すべき事項は、非会計事項に限られるものではなく、会計（計算）に関する事項が含まれていることは明らかである。特に会計に関する内部統制体制（取締役・従業員の職務遂行の適正を確保するための体制）の整備について、会計監査人の監査意見は、重要である（平仄の問題として既述）。

④新株引受権という概念をなくし、また、株式の消却について、いつたん会社が自己株式として取得した上でするものと整理している。譲渡制限株式について、新株引受権を認めるのではなく、定款で別段の定めを認める手続規制にしたため、発行規制の実質が変わっている。その必要性は、理解できない。また、株式消却に必ず自己株式取得というプロセスを経由させることの必要性も理解できないが、これは、人的会社分割についてと同じで、分解され

た制度の組合せで賄うという思想の表れであろう。分かりやすいとは到底いえないと、それは承知の上ということかもしない。

九 法律（条文）の分かりやすさ・分かりにくさ—表現・文言

不親切な立法である（経過措置について）は、既に述べたところである。ここでは、一つだけ例をあげる。株主総会決議を必要とする場合について、それが普通決議によるのか、特別決議によるのかは、特別決議事項を定める三〇九条二項の各号を検索・参照しなければ分からぬ（特殊決議については、同条三項四項の定めであるが、特に四項は、一〇九条二項の場合にのみ関する定めであり、ことさらこれと離す必要もない）。改正前商法では、特別決議事項については、その三四三条に定める決議を必要とするふうを原則として明らかにしていた。この程度のサービスをするのは、当然の配慮のように思われる。

ぎ、冗漫な条文の定め（会社法では、組織再編関係の規定、法務省令では、特に計算規則の煩雑さをみよ。国民にとって分かりやすい法律・法制度にするという法のあるべき趣旨からはおよそ逆行している）が多い。しかし、このような行き方は、既に行政法規（典型は、税法、金融商品取引法＝証券取引法）で、その破綻が明らかに見えてきたもの

である（根本的改革が要請される）。その行き方に追随するというのは、とても二一世紀にふさわしい立法とはいえない。なお、法務省令への委任によつてもたらされた分かりにくさについては、別に（次の一〇において）改めて検討する。

あらうが、それによつて法律の内容の理解を難しくしたのでは、意味がない。カツコを使うことが、およそ悪いということはないが、使う場所、使い方を考えるべきである（これに固執すべきではない）。その一方で、会社法が、同じ内容を意味する表現を無秩序に使用していることについては、前記四（注6）において、「取締役会設置会社以外の株式会社」を一例として取り上げて指摘したとおりである。

株主総会に関する規定（二九五条以下）の中での原則と「取締役会設置会社」、「公開会社でない取締役会設置会社」、「公開会社である取締役会設置会社」とかの文言を用いた例外規定も錯綜しており、一読して容易に理解できるものではない。

具体的に問題を指摘すれば、きりがない。たとえば、三〇八条一項のカツコ内の表現も、法科大学院の学生が誤解しやすい。四分の一以上という文言に惑わされるようであるが（旧法以来の知識をもち、実質を考えれば紛れはない）、カツコで処理しているため（カツコ内が長文過ぎ、その冒頭の「株式会社」つまりここでは総会を開催する会社という主語の意味が分かりにくく、その主

語を読み落して、カツコの直前の「株主」を主語と認識するのかもしれない。旧二四一条三項のように別項で規定することとの比較）、株主がその株式を持たれた場合の規定だ（それが分かりにくい）をするのが当然である（これをうけた施行規則六七条も、読みにくい規定はある）。

ついでにいえば、株式会社に関する二編において、これを表わすのにわざわざ株式会社という文言を繰り返すことは、いかにも煩雑の感を拭えない（同編では「会社」と表現することによからう）。

定義規定を多用し、それに固執しているから、「金銭等（金銭に限る。）（二五四条一項）」というような奇妙な表現（単純に金銭でいいはず）をすることになる。

四三六条一項では、監査役設置会社の範囲をカツコ書で広げ（この問題については、既に触れた）、事業報告をも会計監査権限のみをもつ監査役の監査対象にしているが、施行規則一二九条二項によつて実質的に監査しない（事業報告を監査する権限がない旨の監査報告の作成義務を定めているが、その実質的な意味を定めているが、その実質的な意味は理解できない。無意味な辯證合せというほかない）。実質論とすれば、事業報告も、会計監査の対象にすべきものではあるが、それをしないという整理をしたのであれば、条文も、それに適合した整理（無意味なことはしない）をするのが当然である。

(2) 定義（用語）の分かりにくさ

形式面での分かりにくさの基本的な理由の一つは、定義規定（二条）としてまとめることもなく、突如として「株式等」、「金銭等」、「役員等」等の用語が、会社法（全九七九条）の途中の条文（必ずしも重要な条文とは限らない）のカツコで「以下同じ」と規定されて、会社法のその後の条文においては、当該用語で表記するものとされていることである。

「この条・款・節において」等（たとえば、一二〇条一項、一七一条一項、一九九条一項二号・三項など）具体的に指定されていれば、まだましということではあるが、それでも離れていると、後の定めから探すのは困難がある（条文を頭から確認するとは限らない。六法編纂者による参考条文の記載に頼らなければならぬ、というのでは本来は困る）。

この法律の途中での定義規定については、会社法施行規則と会社計算規則それぞれの二条二項において、

ば、事業報告も、会計監査の対象にすべきものではあるが、それをしないのが、列挙されている（その数は、施行規則において一〇一、計算規則において三一に達し、その多さに感嘆する）。

そのほか、その各三項では、それが、その内容は、会社法による定義と一致していないものがある（「最終事業年度」は、法二条二四号に定められているが、計算規則二条三項一号は、これを株式会社に限定し、持分会社について追加して定めているし、同項一六号は会社等という用語に関し、会社法が用いた団体という用語を避け、事業体としている）。また、そこでは、「株主」は持分会社の社員等を含み（計算規則二条三項一七号）、「株式」は「株式及び持分」を表わす（同項一八号）ものとされている。これをこのようない定義の形で定めることが許されるのか、また適当なのかも、会社法と法務省令との関係の問題の一環として、検討されなければならない。もし这么做するものを含む）、「株式及び持分」などとすることで足りるはずである。ともかく、これらの用

語例が、分かりにくさを生んでいることは、明らかである。

しかも、その各定義の用語は、二

条五号の公開会社をはじめとして、その内容を的確に表現してはいないものも多い。いくつか例を挙げて検討してみると（ここでは、会社法二条について、冠記を省略する。単に「号」という記載は、二条の該当号を意味する）。

会社（二号）や社債（二三号）は、形式的な定めの典型であるが、定義として意味をもつものかどうか、疑問である。一号は、実定法上の会社の種類を明らかにするだけの改正前商法の五三条に相当するもので、同法五二条のような定義規定ではない。

このような形式的な定義規定がある一方で、同条には会社という用語を広義に用いる定義規定（二号ないし四号）もある。それを規定の上で辯證を合わせようとするから、会社という用語の使い方が窮屈になつて、その調整のための法務省令において、会社法の用語と違う定義たとえば計算規則三条三項四号・五号等を定める原因になり（注9）、施行規則三条四項のような分かりにくい規定を設けることになる。

一号における定義の形式性の延長が、組織変更（二六号）の定義である。

（注9）会社法自体が、会社という文言を広義に用いているのが、二号（外国会社）、三号（子会社）、四号（親会社）である。つまり、渉外関係、企業結合（企業再編行為を含む）関係については、日本法上の形式的な意味の会社以外の存在を対象にする必要があることが、明らかであるから、その適用局面を明確にする等、表現を工夫すべきであった。親会社株式の保有制限について、日本法上の親会社と子会社それを規制する面があることに注意を要する（立法趣旨は、日本法上の親会社の剩余金規制の形骸化防止と、その運営の適正確保である。それを過不足なく法務省令が整理しているかどうかは、疑問である。その実質を踏まえた解釈に委ねるべき面がある）。必要に応じ、会社法においても「会社等」という表現を用いることも考えられた。

二三号も、会社が会社法により社債として発行するものが社債だといふだけの定めである。外債を含め、会社法で社債として規制すべき会社債務はいかなるものであるべきかを考えたものではない。社債管理者との適用局面をきちんと整理するの

が、社債法制の基本であつて、このようないようと思われる。

公開会社（五号）は、分かりにくい規定の典型であることは衆目の一一致するところである。非公開会社を定義するほうがずっと分かりやすい。非公開会社は、その発行する株式全部（発行済株式に限らず、定款の定めの上で発行可能とされているものを含む）が譲渡制限株式である

会社である。この裏返しが公開会社であるが、規定上「全部又は一部」

といふ紛らわしい文言について否定形が用いられているため、公開会社という表現とあいまつて、その発行する全株が譲渡制限をしない株式である会社をいうとの誤解が生じやすい（譲渡制限株式に関する一七号と連絡をつけた定めにするほうが、まだ分かりやすいかもしれない）。

つまりは、公開会社という表現で、どういう積極的な実質（概念）を表わすのかという整理ができるいから（一部の種類株式たとえば絶対的無議決権株式について譲渡制限をしない場合の実質的意味は、どうか）、分かりにくい。実質的な意味からいうと、発行する全株式が譲

り去法でそれ以外の会社を公開会社としたと解すればよいであろう。つまり、積極的な内容をもつ用語では用語は政治的な問題もあって使えなかつたということであろうが、「全株譲渡制限会社」とでも称すれば足りる。会社法における株式会社の区分の問題点を直截に表わすものである。

大会社（六号）については、旧商法特例法とは異なり、株主総会の議決権行使方法への影響がなくなり、専ら会計監査人監査強制の問題となつたので、基準時（経過措置）が簡明になつてている。

「…設置会社」（七く一二号）の用語については、機関設計に関連して、改めて検討する。会社が自発的に設置する場合と法律上設置が強制される場合とが書き分けられている（会計参与設置と委員会設置とは、専ら会社の選択である）。しかし、前述のとおり、その法律上の意味について、はつきりしない（法律で強制する場合も、定款の定めを要求する理由）。委員会設置会社（一二号）は、前に述べたとおり、取締役会設置を前提にする定義にすること

が相当である（同号中の「株式会社」を「取締役会設置会社」とすれば、足りる）。

種類株式発行会社（一三号）・種類株主総会（一四号）・譲渡制限株式（一七号）については、呼称の問題であるが、文字どおりの意味であり、ことさらに定義規定を設ける必要のある事項かという疑問がある（これこそ、「以下何々という」で賄つて紛れはない）。新株予約権付社債（二一号）も、同じである。一七号で「その発行する全部又は一部の株式」という必要があつたのかも、五号、一八号、一九号などともに疑問がある。

従前の転換株式・償還株式が別の基準で括り直され、会社による取得の対価の範囲が拡大されて、取得請求権付株式（一八号）・取得条項付株式（一九号）という定義（用語）になつたことに関する実体的な問題については、前に述べた。文言の問題としては、取得請求権について、会社に対して当該株式の取得を請求するというのは、日本語として熟した表現ではないように思われる（「取得すべきことを」とか、「取得するように」とかの表現でないと、会社による取得という趣旨が、明確

になつていないように思われる（売渡し・買取りという用語との比較）。あるいは単に慣れの問題かもしければ、違和感はある）。

〔営業〕を「事業」に（二四号に

関連）（注10）、「会計の（ノ）帳簿」を「会計帳簿」に改めたこと（二八九条四項・三九六条二項・四三三条一項）については、江頭憲治郎「新会社法制定の意義」ジュリスト一二九五号四頁参照。会計の資料という表現（改正前商法二九三条ノ六、商特七条一項・二二三条二項二号等）を

会計帳簿に関する資料と改めたことも、その内容を限定的に解する誘因にならないかが危惧される（税務関係書類や有価証券報告書関連の財務関係書類について、どう考えるか）。

（注10）もつとも、「営業報告書」は「事業報告」に改められたが（書面で作成されるとは限られないという考慮に基づくものであろう）、損益計算書という言葉は、そのまま残っている。

営業時間（三一条二項・一二五条二項等）という言葉も、残されている。営業所（一二五条一項）という文言もう（しかし、株主名簿管理人が、会社の場合をも包含するはずである）。ともかく、あえて変えるほどのことが

という感じは、拭えない。

たとえば、四七条一項では、カッコで代表取締役を「株式会社を代表する取締役」（以下同じ）と定義している。これは、三四九条一項本文の取締役（法律の規定によつて代表権が与えられる取締役）をも含むはずである。それにもかかわらず、ただし書では、代表取締役その他株式会社を代表する者を定めたときといふ表現があつて、さらにその四項の規定は、一項本文の取締役も、代表取締役に含まれる趣旨のものである。表現としては、おかしい（四七条での定義を維持するのであれば、三四九条一項は、取締役は代表取締役となる、とでも規定すべきであつた。むしろ、同項で代表取締役を定義するほうが素直である（あえて四七条で定義する必要があつたか）。

定款の備置き等についての三一条中会社成立後のそれに関する定めの位置についても、認識するのが難しいという問題点がある）。

一五一条に定義のある「金銭等」は、「金銭その他の財産」を表すものとされ、あらゆる財産を包含するものである（このような包括的なものとする必要があるかどうか、また相当かどうかは、大いに疑問であ

る）。その使用例としての「金銭等（金銭に限る）」のおかしさについて

は、前に述べた。この金銭等という用語が、たとえば、吸收合併の対価を表わすのに用いられると（七四九条一項二号）、どうにも違和感がある。合併対価は、存続会社の株式で

わざに、それぞれの条文で原則的な姿を定め、それ以外の場合については、必要に応じて別に定めれば足りるのでないか。

一事が万事で、慣れの問題といつても限度があり（単に慣れと片付けてしまいかどうかも問題で、そもそも慣れてはいけないことも多い）、日本語の限界の問題というべきものもない（工夫の余地は十分ある）（注11）。これが分かりやすく、親切な立法だというヒトは、まずいないであろう。

（注11）「慣れ」というのは、江頭憲治

郎ほか「座談会『会社法』制定までの経緯と新会社法の読み方」商事法務一七三九号一二頁「相澤発言」、江頭・前掲（注2）。「日本語の限界」というのは、神田秀樹・会社法入門（岩波新書）四八頁。